

1 調査名称：小坂町総合都市交通体系調査

2 調査主体：小坂町

3 調査圏域：小坂都市計画区域

4 調査期間：令和2年度～令和3年度

5 調査概要：

小坂町の都市計画道路は、昭和38年に6路線、延長11,160mが都市計画決定された。うち6,402mが改良済みとなっており改良率は57.3%である。平成14年3月に大館・鉛山線のあけぼの地区のバイパス整備を最後に、長期にわたり未着手となっている路線がある。小坂町都市計画マスタープランについては平成16年3月に策定されてから見直しを行っていないため、未着手路線についてはその必要性や実現性を再検討する必要がある。そのほか、平成25年11月には日本海沿岸東北自動車道の小坂北インターチェンジが開通したことに伴う交通ネットワークの変化に対応した都市計画道路網を再検証する必要もある。

少子高齢化による人口減少などの社会情勢や将来の需要動向を見据えた都市計画道路の見直しを行うことにより、立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの見直し、それぞれに実効性をもたせることにより長期的な視点で持続可能な都市に向けた取組（コンパクト・プラス・ネットワーク）を推進するものである。

## I 調査概要

1 調査名称：小坂町総合都市交通体系調査

### 2 報告書目次

#### 1章 業務概要

1－1 調査目的

1－2 調査概要

#### 2章 都市計画道路見直し検討

2－1 検討路線の選別

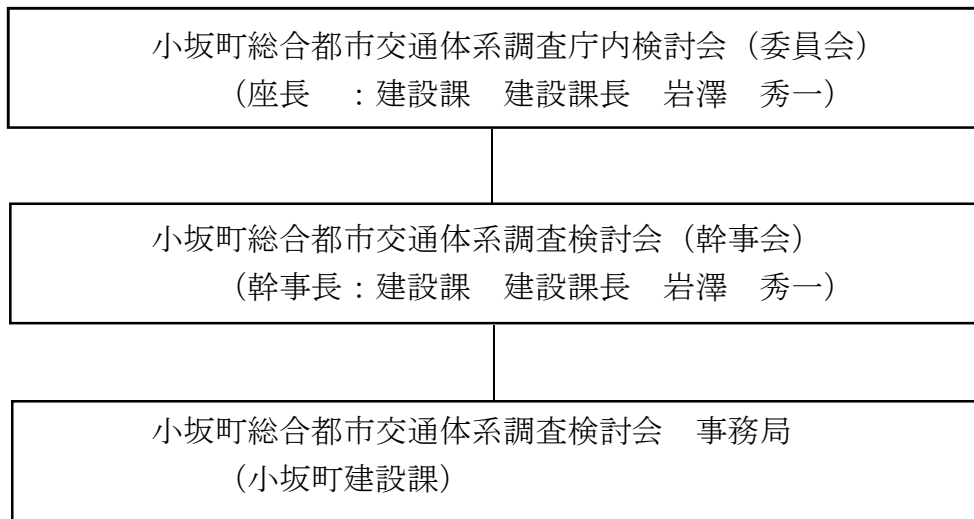
2－2 検討路線の基本データ入力

2－3 「必要性」指標の重みづけ

2－4 都市計画道路の必要性・実現性の検討

2－5 廃止・変更の検討

3 調査体制



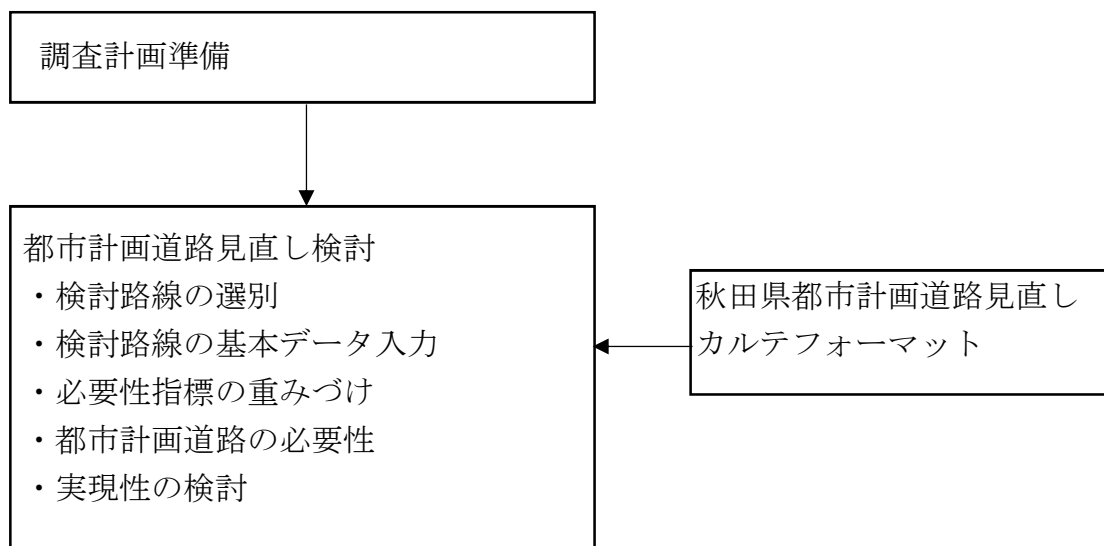
4 委員会名簿等 : 開催なし

## II 調査成果

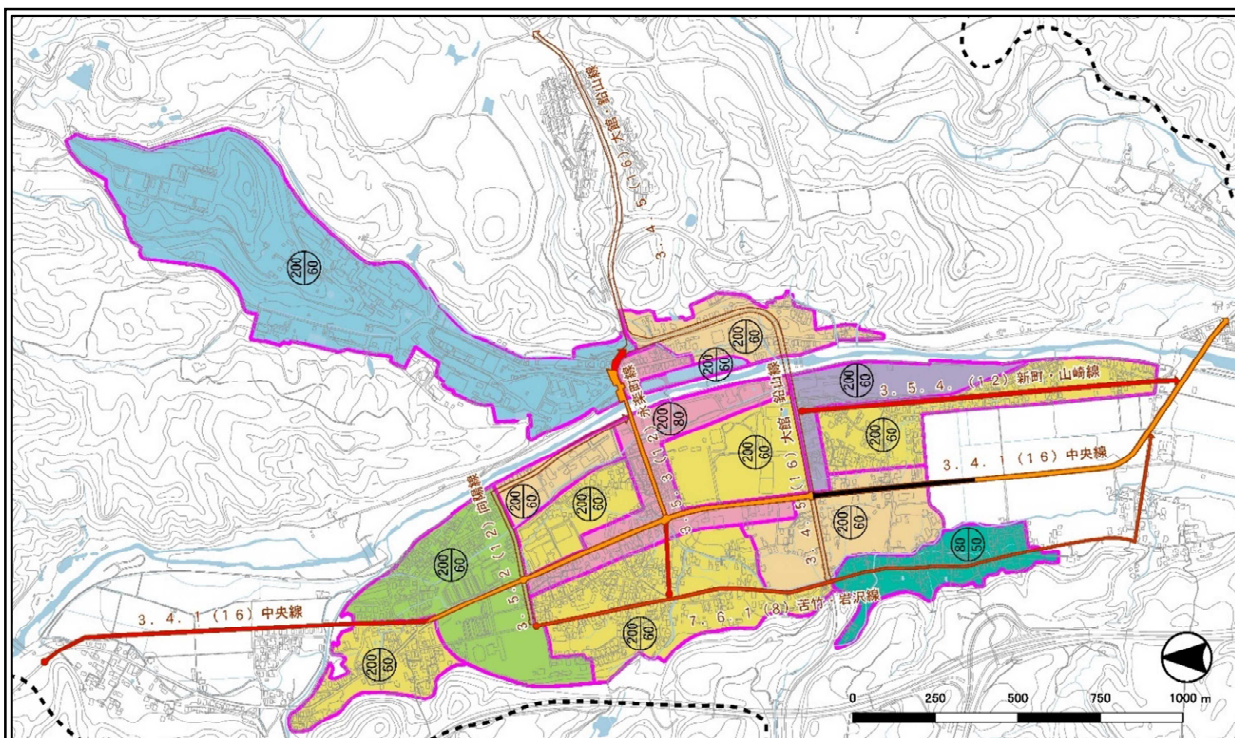
### 1 調査目的

本業務は、上位計画における位置づけを踏まえて、現在、小坂町が抱えるまちづくりの課題を整理するとともに、おおむね 20 年後の将来を見据えた進むべき方向性を明確にした都市計画道路の見直しを実施することを目的とする。

### 2 調査フロー



### 3 調査圏域図



凡 例	
区分	表示
整備済	——
事業中	——
概成済	——
未整備	——

凡 例			
区分	表示	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域	---		
都市計画道路	⇨		
第一種低層住居専用地域	■	50	80
第一種中高層住居専用地域	■	60	200
第一種住居地域	■	60	200
第二種住居地域	■	60	200
近隣商業地域	■	80	200
準工業地域	■	60	200
工業地域	■	60	200

## 4 調査成果

### 3・4・1号 中央線

3・4・1号 中央線は、小坂都市計画区域内の本町市街地を南北に縦断し、国道 282 号の一部区間を担う路線である。

過半の区間は概成済、また一部区間は整備済（計画幅員 W=16m 確保）である。

【中央線カルテ】

未整備①区間

■路線番号及び路線名		3. 4. 1	路線名(道路)	中央線		
■検討対象区間の地名						
区間(No.)		①	備考(コメント)			
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	80	都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	16	基盤地図情報を基に図上計測		
		車線数	2	現、国道282号として2車線供用		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8	秋田県告示第231号	
			法定・変更の主旨	当初決定	同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H33.2.9	同上	
			法定・変更の主旨	最終決定	同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日			
			法定・変更の主旨			
	上位計画	総合計画	なし	町の総合計画に位置付けなし		
		都市計画区域マスタープラン	有	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり		
		都市計画マスタープラン	有	小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり		
広域道路網マスタープラン		なし				
その他						
現道の有無(幅員)		有(7.0)	「未整備」計画幅員(16m)に対し現道は2/3未満の幅員に留まる			
現道交通量	現況交通量(現道)	419/12h, 529/24h	平成27年度道路交通センサスより			
	現況混雑度(現道)	0.12	平成27年度道路交通センサスより			
見直しの必要性評価	ネットワーク機能 (Σ1140)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり
		広域ネットワークを形成する路線	8	○	8	国道282号区間の一部区間を構成し、広域ネットワークを形成する
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	商業施設(マックスバリュ)へのアクセス機能を担う
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
		主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	主要地方道大館十和田湖線に接続する
		交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	歩道未整備であり、整備により事故の減少が期待される
	3(Σ11)	代替路線がない路線	10			現道が同等機能(2車線、国道282号)を担っている
		観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
		まちづくり	3			用途外であり、必要性は希薄である
	1(Σ10)	市街地の土地利用を誘導する路線	3			用途外であり、必要性は少ない
		歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	歩道未整備であり、整備により向上する
		防災・医療活動	5			木造住宅密集地域にない
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない
	5(Σ20)	消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない
		医療活動を支援する路線	5	○	5	地域の中心軸として医療活動を支援する
必要性の評価点		69				
路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし	
		商店街への影響			なし	
		公共・公益施設への影響			なし	
		歴史・文化施設への影響			なし	
		環境保全上の問題			なし	
	構造成面	施工の難度				沿道至近に堅牢構造物等なし
		現行の道路構造令との不一致				計画幅員W=16mは構造令(4種2級相当)と一致
状況会	他路線での代替可能性				現道(国道282号)で代替	
	住民の合意形成の難度				早期整備に対する地元申請なし	
実現性の評価		問題が著しく大きい ● 問題が大きい ◎ 問題が小さい ○	著しく大きい 0 大きい 0 小さい 0			
見直しor存続			見直し			
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か	妥当			
	事業化の見通し	着手年度/完成年度	未定			
		他事業との連携の有無	なし			
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認	影響少ない	現道ありネットワークにさほど影響しない		
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	廃止	未整備であるが、廃止してもネットワークへの影響は少なく事業の見直しが妥当			
	まとめ	町の骨格軸であるが大半が概成であり、未整備区間も並行する現道を有しネットワークにさほど影響しないことから、未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				

未整備②区間

■路線番号及び路線名		3.4.1	路線名(道路)	中央線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		②		備考(コメント)			
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	1,144		都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	16		基盤地図情報を基に図上計測		
		車線数	2		現、国道282号として2車線供用		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		秋田県告示第231号	
			法定・変更の主旨	当初決定		同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29		同上	
			法定・変更の主旨	最終決定		同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし		
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり		
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり		
		広域道路網マスタープラン	なし				
		その他					
現道の有無(幅員)		無		「未整備」			
現道交通量	現況交通量(現道)	無		-			
	現況混雑度(現道)	無		-			
見直しの必要性評価	路線の必要性	ネットワーク機能 (ΣII40)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり
			広域ネットワークを形成する路線	8	○	8	国道282号区間の一部区間を構成し、広域ネットワークを形成する
			都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	商業施設(マックスバリュ)へのアクセス機能を担う
			主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
			主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	主要地方道大館十和田湖線に接続する
		交通機能 (ΣII30)	交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	整備により事故の減少が期待される
			代替路線がない路線	10			並行する282号が代替機能を担っている
			観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
			市街地での活動を支援する路線	3			用途外が主の土地利用展開であり、必要性は希薄である
			市街地の土地利用を誘導する路線	3			用途外が主で、誘導の必要性は少ない
	まちづくり (ΣII10)	歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する	
		延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない	
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない	
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない	
		医療活動を支援する路線	5	○	5	地域の中心軸として医療活動を支援する	
	必要性の評価点				69		
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし	
			商店街への影響			なし	
			公共・公益施設への影響			なし	
			歴史・文化施設への影響			なし	
環境保全上の問題					なし		
構造成面		施工の難度			沿道至近に堅牢構造物等なし		
		現行の道路構造令との不一致			計画幅員W=16mは構造令(4種2級相当)と一致		
状況		他路線での代替可能性			並行する国道282号で代替		
		住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし		
実現性の評価				問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0		
				問題が大きい ◎	大きい 0		
				問題が小さい ○	小さい 0		
見直しor存続				見直し			
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当			
	事業化の見直し	着手年度/完成年度			未定		
		他事業との連携の有無			なし		
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響少ない		並行する国道282号が代替し、さほど影響しない	
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)		廃止		未整備であるが、廃止してもネットワークへの影響は少なく事業の見直しが妥当		
	まとめ		町の骨格軸であるが大半が概成であり、未整備区間も並行する現道を有しネットワークにさほど影響しないことから、未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				



既成済③区間

■路線番号及び路線名		3-4-1	路線名(道路)	中央線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		③	備考(コメント)				
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	1,223	都市計画全体延長を基に図上計測			
		幅員(m)	16	基盤地図情報を基に図上計測			
		車線数	2	現、国道282号として2車線供用			
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8	秋田県告示第231号		
			法定・変更の主旨	当初決定	同上		
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29	同上		
			法定・変更の主旨	最終決定	同上		
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし	町の総合計画に位置付けなし			
		都市計画区域マスタープラン	有	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり			
		都市計画マスタープラン	有	小坂町都市計画マスタープランに位置付けあり			
		広域道路網マスタープラン	なし				
		その他					
現道の有無(幅員)		有(12.0)	「概成済み」：計画幅員(16m)に対し現道は2/3以上の幅員を有する				
現道交通量	現況交通量(現道)	419/12h, 529/24h	平成27年度道路交通センサスより				
	現況混雑度(現道)	0.12	平成27年度道路交通センサスより				
見直しの必要性評価	ネットワーキング機能 (Σ140)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり	
		広域ネットワークを形成する路線	8	○	8	国道282号区間の一部区間を構成し、広域ネットワークを形成する	
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	商業施設(マックスバリュ)へのアクセス機能を担う	
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う	
		主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	主要地方道大館十和田湖線に接続する	
		3(Σ11)	交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	無信号の変則(Y字交差)交差点もあり、整備により事故の減少が期待される
	まちづくり(Σ10)	代替路線がない路線	10			現道が同等機能(2車線、国道282号)を担っている	
		観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する	
		市街地での活動を支援する路線	3	○	3	中心軸として、町全体の活動を支援する	
	防災・医療活動(Σ120)	市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない	
		歩行空間の高質化に有効な路線	4			既にあり審しい向上には寄与しない	
		延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない	
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない	
	路線の実現性	現地状況	消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない
			医療活動を支援する路線	5	○	5	地域の中心軸として医療活動を支援する
			必要性の評価点		68		
			街なみや地域コミュニティへの影響			なし	
商店街への影響					なし		
構造成面		公共・公益施設への影響			なし		
		歴史・文化施設への影響			なし		
		環境保全上の問題			なし		
社会状況		施工の難度			沿道至近に堅牢構造物等なし		
		現行の道路構造令との不一致			計画幅員W=16mは構造令(4種2級相当)と一致		
他路線での代替可能性			現道(国道282号)で代替				
住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし				
実現性の評価		問題が著しく大きい ● 問題が大きい ◎ 問題が小さい ○	著しく大きい 0 大きい 0 小さい 0				
見直しor存続			見直し				
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か	妥当				
	事業化の見通し	着手年度/完成年度	未定				
		他事業との連携の有無	なし				
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認	影響少ない	現道ありネットワークにさほど影響しない			
まとめ	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	存続	概成済みであり事業の存続が妥当				
	まとめ	町の骨格軸であるが大半が概成であり、未整備区間も並行する現道有しネットワークにさほど影響しないことから、未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。					

整備済④区間

■路線番号及び路線名		3-4-1	路線名(道路)	中央線		
■検討対象区間の地名						
区間(No.)		④		備考(コメント)		
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	493		都市計画全体延長を基に図上計測	
		幅員(m)	16		都市計画決定図書より	
		車線数	2		現、国道282号として2車線供用	
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		秋田県告示第231号
			法定・変更の主旨	当初決定		同上
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29		同上
			法定・変更の主旨	最終決定		同上
		第2回変更	法定又は変更年月日			
			法定・変更の主旨			
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし	
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり	
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり	
		広域道路網マスタープラン				
		その他				
現道の有無(幅員)		有(16.0)		「整備済み」		
現道交通量	現況交通量(現道)	419/12h, 529/24h		平成27年度道路交通センサスより		
	現況混雑度(現道)	0.12		平成27年度道路交通センサスより		
見直しの必要性評価	ネットワーキング機能 (Σ140)	上位計画に位置づけがある	8			
		広域ネットワークを形成する路線	8		○ 8 国道282号区間の一部区間を構成し、広域ネットワークを形成する	
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8		○ 8 商業施設(マックスバリュ)へのアクセス機能を担う	
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8		○ 8 小坂ICへのアクセス機能を担う	
		主要幹線道路へのアクセス路線	8		○ 8 主要地方道大館十和田湖線に接続する	
	交通機能 (Σ10)	交通事故の減少に有効な路線	10		○ 10 整備により事故の減少が期待される	
		代替路線がない路線	10		現道が同等機能(2車線、国道282号)を担っている	
		観光振興・産業活動を支援する路線	10		○ 10 明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する	
	まちづくり (Σ10)	市街地での活動を支援する路線	3		○ 3 中心軸として、町全体の活動を支援する	
		市街地の土地利用を誘導する路線	3		新たな土地誘導の必要性は少ない	
		歩行空間の高質化に有効な路線	4		既にあり審しい向上には寄与しない	
		防災・医療活動 (Σ120)	延焼防止機能を有する路線	5		木造住宅密集地域にない
	現地状況	災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5		緊急輸送道路の位置づけにない	
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5		消防活動困難区域にない	
		医療活動を支援する路線	5		○ 5 地域の中心軸として医療活動を支援する	
		必要性の評価点		60		
		構造成面 社会	街なみや地域コミュニティへの影響			なし
商店街への影響			なし			
公共・公益施設への影響			なし			
歴史・文化施設への影響			なし			
環境保全上の問題			なし			
社会	施工の難度				沿道至近に堅牢構造物等なし	
	現行の道路構造令との不一致			計画幅員W=16mは構造令(4種2級相当)と一致		
社会	他路線での代替可能性			現道(国道282号)で代替		
	住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし		
実現性の評価		問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0			
		問題が大きい ◎	大きい 0			
		問題が小さい ○	小さい 0			
見直しor存続		見直し				
事業化の見通し	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当		
	ネットワーキング影響	着手年度/完成年度			未定	
		他事業との連携の有無			なし	
評価結果	ネットワーキング影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響少ない 現道ありネットワークにさほど影響しない		
	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	存続		存続(整備済み)		
まとめ		町の骨格軸であるが大半が概成であり、未整備区間も並行する現道を有しネットワークにさほど影響しないことから、未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				

既成済⑤区間

■路線番号及び路線名		3. 4. 1	路線名(道路)	中央線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		⑤		備考(コメント)			
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	960		都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	12		基盤地図情報を基に図上計測		
		車線数	2		現、国道282号として2車線供用		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		秋田県告示第231号	
			法定・変更の主旨	当初決定		同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29		同上	
			法定・変更の主旨	最終決定		同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし		
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり		
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり		
		広域道路網マスタープラン					
		その他					
現道の有無(幅員)		有(12.0)		「概成済み」：計画幅員(16m)に対し現道は2/3以上の幅員を有する			
現道交通量	現況交通量(現道)	419/12h, 529/24h		平成27年度道路交通センサスより			
	現況混雑度(現道)	0.12		平成27年度道路交通センサスより			
見直しの必要性評価	路線の必要性	ネットワーク機能 (Σ140)	上位計画に位置づけがある	8			
			広域ネットワークを形成する路線	8	○	8	国道282号区間の一部区間を構成し、広域ネットワークを形成する
			都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	商業施設(マックスバリュ)へのアクセス機能を担う
			主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
			主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	主要地方道大館十和田湖線に接続する
		交通機能 (Σ30)	交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	整備により事故の減少が期待される
			代替路線がない路線	10			現道が同等機能(2車線、国道282号)を担っている
			観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
		まちづくり (Σ10)	市街地での活動を支援する路線	3			用途外が主の土地利用展開であり、必要性は希薄である
			市街地の土地利用を誘導する路線	3			用途外が主で、誘導の必要性は少ない
	防災・医療活動 (Σ220)	歩行空間の高質化に有効な路線	4			既にあり著しい向上には寄与しない	
		延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない	
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない	
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない	
医療活動を支援する路線		5	○	5	地域の中心軸として医療活動を支援する		
必要性の評価点		57					
路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし		
		商店街への影響			なし		
		公共・公益施設への影響			なし		
		歴史・文化施設への影響			なし		
		環境保全上の問題			なし		
	構造面	施工の難度			沿道至近に堅牢構造物等なし		
		現行の道路構造令との不一致			計画幅員W=16mは構造令(4種2級相当)と一致		
状況会	他路線での代替可能性			現道(国道282号)で代替			
	住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし			
実現性の評価		問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0				
		問題が大きい ◎	大きい 0				
		問題が小さい ○	小さい 0				
見直しor存続		見直し					
事業化の見直し	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当			
	ネットワーク影響	着手年度/完成年度	未定				
		他事業との連携の有無	なし				
評価結果	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響少ない 現道ありネットワークにさほど影響しない			
	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	存続		概成済みであり事業の存続が妥当			
まとめ		町の骨格軸であるが大半が概成であり、未整備区間も並行する現道有しネットワークにさほど影響しないことから、未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。					

### 3・5・3号 永楽町線

3・5・3号 永楽町線は、小坂都市計画区域内の本町市街地を東西に横断し、国道282号と主要地方道大館十和田湖線を接続する路線である。

中央部の一部区間は概成済みである。

【カルテ】

未整備①区間

■路線番号及び路線名		3.5.3	路線名(道路)	永楽町線		
■検討対象区間の地名						
区間(No.)		①		備考(コメント)		
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	250	都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	12	都市計画決定図書より		
		車線数	—	都市計画決定図書より		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8	小坂町告示第7号	
			法定・変更の主旨	当初決定	同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H2.3.29	同上	
			法定・変更の主旨	最終決定	同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日			
			法定・変更の主旨			
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし	
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり	
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置付けあり	
広域道路網マスタープラン		なし				
その他						
現道の有無(幅員)		無		「未整備」		
現道交通量	現況交通量(現道)	—				
	現況混雑度(現道)	—				
見直しの必要性評価	ネットワーク機能 (Σ1140)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり
		広域ネットワークを形成する路線	8			広域ネットワークは形成しない
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	観光施設(小坂館山事務所等)へのアクセス機能を担う
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
		主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	国道282号と主要地方道大館十和田湖線を接続する
		交通機能 (Σ1130)	交通事故の減少に有効な路線	10	○	10
	まちづくり (Σ1100)	代替路線がない路線	10			同等機能を担う道路が存在する
		観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
		市街地での活動を支援する路線	3	○	3	住宅地と町中心部との交流を促進する
	防災・医療活動 (Σ1120)	市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない
		歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する
		延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない
	必要性の評価点	消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない
		医療活動を支援する路線	5	○	5	国道282号と接続し医療活動を支援する
		必要性の評価点		64		
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし
			商店街への影響			なし
			公共・公益施設への影響			なし
歴史・文化施設への影響					なし	
環境保全上の問題					なし	
構造面		施工の難度				沿道至近に堅牢構造物等なし
	現行の道路構造令との不一致				計画幅員W=12mは構造令(4種2級相当)と一致	
状況社会	他路線での代替可能性				代替する路線なし	
	住民の合意形成の難度				早期整備に対する地元諸願なし	
実現性の評価		問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0			
		問題が大きい ◎	大きい 0			
		問題が小さい ○	小さい 0			
見直しor存続		見直し				
既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か	妥当				
	事業化の見通し	着手年度/完成年度	未定			
		他事業との連携の有無	なし			
ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認	影響少ない		端部に位置し、廃止してもネットワークにさほどの影響がない		
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	廃止		未整備であり、廃止してもネットワークへの影響は少なく事業の見直しが妥当		
	まとめ	未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				

既成済②区間

■路線番号及び路線名		3.5.3	路線名(道路)	永楽町線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		②	備考(コメント)				
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	472		都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	12		都市計画決定図書より		
		車線数	2		現、2車線供用		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		小坂町告示第7号	
			法定・変更の主旨	当初決定		同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H2.3.29		同上	
			法定・変更の主旨	最終決定		同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし		
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり		
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり		
		広域道路網マスタープラン					
		その他					
現道の有無(幅員)		有(11.0)		「概成済み」:計画幅員(16m)に対し現道は2/3以上の幅員を有する			
現道交通量	現況交通量(現道)	-					
	現況混雑度(現道)	-					
見直しの必要性評価	路線の必要性	ネットワーク機能 (Σ1140)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり
			広域ネットワークを形成する路線	8			広域ネットワークは形成しない
			都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	観光施設(小坂館山事務所等)へのアクセス機能を担う
			主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
			主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	国道282号と主要地方道大館十和田湖線を接続する
		交通機能 (Σ10)	交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	整備により事故の減少が期待される
			代替路線がない路線	10			現道が同等機能を担っている
			観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
		まちづくり (Σ10)	市街地での活動を支援する路線	3	○	3	都市幹線道路として、町全体の活動を支援する
			市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない
	防災・医療活動 (Σ120)	歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する	
		延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない	
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない	
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない	
			医療活動を支援する路線	5	○	5	国道282号と接続し医療活動を支援する
			必要性の評価点	64			
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし	
商店街への影響					なし		
公共・公益施設への影響					なし		
歴史・文化施設への影響					なし		
環境保全上の問題					なし		
構造成面		施工の難度			沿道至近に堅牢構造物等なし		
		現行の道路構造令との不一致			計画幅員W=12mは構造令(4種2級相当)と一致		
状況社会	他路線での代替可能性			現道で代替			
	住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし			
実現性の評価		問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0				
		問題が大きい ◎	大きい 0				
		問題が小さい ○	小さい 0				
見直し/存続		見直し					
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当			
	事業化の見直し	着手年度/完成年度	未定				
		他事業との連携の有無	なし				
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響あり	「廃止」の場合ネットワークを形成しない		
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)		存続	概成済みであり事業の存続が妥当			
	まとめ		未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				

未整備③区間

■路線番号及び路線名		3.5.3	路線名(道路)	永楽町線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		③		備考(コメント)			
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	68		都市計画全体延長を基に図上計測		
		幅員(m)	12		都市計画決定図書より		
		車線数	-		都市計画決定図書より		
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		小坂町告示第7号	
			法定・変更の主旨	当初決定		同上	
		第1回変更	法定又は変更年月日	H2.3.29		同上	
			法定・変更の主旨	最終決定		同上	
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし		
		都市計画区域マスタープラン	有		「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり		
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置づけあり		
広域道路網マスタープラン							
その他							
現道の有無(幅員)		無		「未整備」			
現道交通量		現況交通量(現道)	-				
		現況混雑度(現道)	-				
見直しの必要性評価	ネットワーキング機能 (Σ1140)	上位計画に位置づけがある	8	○	8	「小坂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置づけあり	
		広域ネットワークを形成する路線	8			広域ネットは形成しない	
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	観光施設(小坂館山事務所等)へのアクセス機能を担う	
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う	
		主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	国道282号と主要地方道大館十和田湖線を接続する	
		交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	整備により事故の減少が期待される	
	3(Σ11)	代替路線がない路線	10			同等機能を担う道路が存在する	
		観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する	
		まちづくり	3	○	3	工業地と町中心部との交流を促進する	
	10(Σ20)	市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない	
		歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する	
		防災・医療活動 (Σ1120)	延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない
			災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない	
		医療活動を支援する路線	5	○	5	国道282号と接続し医療活動を支援する	
	必要性の評価点			64			
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響			なし	
			商店街への影響			なし	
			公共・公益施設への影響			なし	
			歴史・文化施設への影響			なし	
環境保全上の問題					なし		
構造成面		施工の難度			◎		
		現行の道路構造令との不一致			◎		
社会状況	他路線での代替可能性			既存道路で代替			
	住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし			
実現性の評価			問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0			
			問題が大きい ◎	大きい 1			
			問題が小さい ○	小さい 0			
見直しor存続			見直し				
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当			
	事業化の見直し	着手年度/完成年度			未定		
		他事業との連携の有無			なし		
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響あり		「廃止」の場合ネットワークを形成しない	
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)		存続		未整備であるがネットワーク形成上、事業の存続が妥当		
	まとめ		未整備区間を廃止し、区間の変更を前提とする。				

### 3・5・4号 新町山崎線

3・5・4号 新町山崎線は、小坂都市計画区域内の本町市街地の中心部から南部に位置し、主要地方道大館十和田湖線と国道282号を接続する路線である。

現在は全区間未整備となっており、沿道は戸建住宅が立ち並んでいる。



【カルテ】

未整備区間

■路線番号及び路線名		3.5.4	路線名(道路)	新町・山崎線		
■検討対象区間の地名						
区間(No.)		①		備考(コメント)		
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	1,160		都市計画決定図書より	
		幅員(m)	12		同上	
		車線数	-		同上	
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8		小坂町告示第7号
			法定・変更の主旨	当初決定		同上
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29		同上
			法定・変更の主旨	最終決定		同上
		第2回変更	法定又は変更年月日			
			法定・変更の主旨			
	上位計画	総合計画	なし		町の総合計画に位置付けなし	
		都市計画区域マスタープラン	なし			
		都市計画マスタープラン	有		小坂町都市計画マスタープランに位置付けあり	
		広域道路網マスタープラン	なし			
		その他				
現道の有無(幅員)		無		「未整備」		
現道交通量	現況交通量(現道)	-				
	現況混雑度(現道)	-				
見直しの必要性評価	ネットワーク機能 (ΣII40)	上位計画に位置づけがある	8			
		広域ネットワークを形成する路線	8			
		都市内の主要拠点(公共施設、大規模店舗等)へのアクセス路線	8	○	8	観光施設(小坂駅レールパーク)へのアクセス機能を担う
		主要交通拠点(IC、駅、空港、港湾等)へのアクセス路線	8	○	8	小坂ICへのアクセス機能を担う
		主要幹線道路へのアクセス路線	8	○	8	国道282号と主要地方道大館十和田湖線を接続する
		交通事故の減少に有効な路線	10	○	10	整備により事故の減少が期待される
	交通機能 (ΣII30)	代替路線がない路線	10			同等機能を担う道路が存在する
		観光振興・産業活動を支援する路線	10	○	10	明治百年通り周辺地区に所在し、観光振興に寄与する
		まちづくり支援 (ΣII10)	市街地での活動を支援する路線	3	○	3
	防災・医療活動 (ΣII20)	市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない
		歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する
		防火機能	5			木造住宅密集地域にない
		災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない
		消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない
	医療活動を支援する路線	5	○	5	緊急輸送道路(国道282号、主要地方道大館十和田湖線)と接続し医療活動を支援する	
	必要性の評価点		56			
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響	◎		既存集落への抵触(計画路線上に家屋が連担している)
			商店街への影響			なし
			公共・公益施設への影響			なし
			歴史・文化施設への影響			なし
環境保全上の問題					なし	
構面		施工の難度			沿道至近に堅牢構造物等なし	
		現在の道路構造令との不一致			計画幅員W=12mは構造令(4種2級相当)と一致	
状況		他路線での代替可能性			既存道路(W=6.0)で代替	
	住民の合意形成の難度			早期整備に対する地元請願なし		
実現性の評価		問題が著しく大きい ●	著しく大きい 0			
		問題が大きい ◎	大きい 1			
		問題が小さい ○	小さい 0			
見直しor存続		見直し				
既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か		妥当			
事業化の見通し	着手年度/完成年度		未定			
	他事業との連携の有無		なし			
ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認		影響あり			
評価結果	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)		廃止			
	まとめ		並行する現道あり、整備による家屋補償が多くなることから、見直し(全線廃止)とする。			

### 7・6・1号 苦竹岩沢線

7・6・1号 苦竹岩沢線は、小坂都市計画区域内の本町市街地の西部に位置し、国道282号と並行し、また接続する路線である。

現在は全区間未整備となっており、沿道は戸建住宅が立ち並んでいる。

【カルテ】

未整備区間

■路線番号及び路線名		7.6.1	路線名(道路)	吾竹岩沢線			
■検討対象区間の地名							
区間(No.)		①	備考(コメント)				
路線・区間の概要	道路構造	延長(m)	2,150	都市計画決定図書より			
		幅員(m)	8	同上			
		車線数	—	同上			
	都市計画決定の経緯	当初	法定又は変更年月日	S38.3.8	小坂町告示第7号		
			法定・変更の主旨	当初決定	同上		
		第1回変更	法定又は変更年月日	H3.3.29	同上		
			法定・変更の主旨	最終決定	同上		
		第2回変更	法定又は変更年月日				
			法定・変更の主旨				
	上位計画	総合計画	なし	町の総合計画に位置付けなし			
		都市計画区域マスタープラン	なし				
		都市計画マスタープラン	有	小坂町都市計画マスタープランに位置付けあり			
		広域道路網マスタープラン	なし				
		その他					
現道の有無(幅員)		無	「未整備」				
現道交通量	現況交通量(現道)	—					
	現況混雑度(現道)	—					
見直しの必要性評価	まちづくり(支援) (Σ10)	市街地での活動を支援する路線	3	○	3	住宅地と町中心部との交流を促進する	
		市街地の土地利用を誘導する路線	3			新たな土地誘導の必要性は少ない	
		歩行空間の高質化に有効な路線	4	○	4	道路整備により向上する	
		防災・医療活動(支援) (Σ20)	延焼防止機能を有する路線	5			木造住宅密集地域にない
			災害時の避難経路や救急活動を支援する路線	5			緊急輸送道路の位置づけにない
			消防活動困難地域の解消を図る路線	5			消防活動困難区域にない
	医療活動を支援する路線		5	○	5	緊急輸送道路(国道282号)と接続し医療活動を支援する	
	必要性の評価点			12			
	路線の実現性	現地状況	街なみや地域コミュニティへの影響		◎		既存集落への抵触(計画路線上に家屋が連担している)
			商店街への影響				なし
			公共・公益施設への影響				なし
			歴史・文化施設への影響				なし
			環境保全上の問題				なし
		構店面	施工の難度				沿道至近に堅牢構造物等なし
			現行の道路構造令との不一致				計画幅員W=8mは構造令(小型道路W=6.5m)と一致
	状況社会	他路線での代替可能性				既存道路(W=4.5m)で代替	
		住民の合意形成の難度				早期整備に対する地元請願なし	
実現性の評価		問題が著しく大きい ● 問題が大きい ◎ 問題が小さい ○		著しく大きい 0 大きい 1 小さい 0			
見直しor存続			見直し				
評価結果	既都市計画決定の合理性	既計画内容と現状(社会状況・土地利用の変化等)を比較して妥当か	妥当				
	事業化の見通し	着手年度/完成年度	未定				
		他事業との連携の有無	なし				
	ネットワーク影響	都市計画道路ネットワークを形成するうえでの影響を確認	影響少ない				
	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	見直し素案での位置付け(存続、変更、廃止)	廃止		未整備であるが、代替道路によってネットワークは形成されるため事業の見直しが妥当		
まとめ	まとめ	並行する現道あり、整備による家屋補償が多くなることから、見直し(全線廃止)とする。					

## 廃止・変更の検討

候補路線について、採点結果をもとに総合的に評価を行い、存続、廃止、変更の方向性を決定することとした。

上記検討の結果、候補路線の見直しの方向性は以下とする。

表 2 候補路線の方向性のまとめ

路線の方向性		
3・4・1	中央線	: 変更 (区間の変更)
3・5・3	永楽町線	: 変更 (区間の変更)
3・5・4	新町・山崎線	: 廃止
7・6・1	苦竹岩沢線	: 廃止

※上記方向性は 2021.2 現在